

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第5回 調整会議
日時	令和元年10月30日(水) 午前・午後10時30分～11時15分
場所	町長室
出席者	副町長、教育長、統括監ほか課長職(欠席:総合政策課長、農業委員会事務局長)、 総務課主幹

内 容	<p>【報告事項】 会計年度任用職員制度の導入等について(総務課)</p> <p>(1) 概要 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が図られる。</p> <p>12月定例議会において条例改正を提案するための準備を進めているところであるが、制度の内容、報酬及び手当等の現時点における概要案について説明する(資料)。</p> <p>また、概要案に基づき各課における非常勤職員等の今後の任用等について検討してもらおう。</p> <p>(2) 質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、本制度についての勉強会的な位置づけ、情報共有の場。各課で(現時点で)疑問点があれば。 ・現状、対象者(日々雇用除く)は221人。地区駐在員も入るので。事務職員に関してはそれほど問題はないと認識しているが、駐在員や(独自の)要綱で賃金を決めている(月額いくらとか)場合がむずかしい(勤務時間で給料表にあてはめるので)。相談、整理要。 ・保育士とか。時間を制限すると、人がいない中でローテーションで回していかないところで、出来ればフルで、というのがある。 ・特に地区駐在員は、部数で判断しているところがあるので。実勤務時間で判断するのは難しい。協議させていただく。 <p>→他の自治体もあるのでは?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(聞いたところでは)駐在員は謝礼で対応し、別途保険をかけていくしかないのかな、という話もある。
-----	--

→報償費（謝礼）では公務災害の適用にはならないので、ボランティア保険みたいなもので対応ということか。そもそも勤務時間が決められない（確認できない）。

- ・謝礼+保険セットでやるしか方法が無いということか・・・。

→他に何か良い方法があれば・・・。

- ・年度の途中採用であっても、3月末で切れるということか？

→そのとおり。更新ではなく原則、毎年募集をかけることとなる。

- ・本人にとっては、期末手当も出て有利な感じのようにも見えるが、（毎年募集となると更新の）担保が無くなって・・・

→制度的にはそうなる。継続的な雇用、という意味では担保はされていない。（逆に極端ではあるが、結果的に）10年でも20年でも毎年雇用することは可能。

- ・（一部の自治体で）「準職員」とどう違うのか？

→自治法上、あるいは地公法上、「準職員」というものは無いはず。どのような基準で運用しているのかは分からない。

- ・条件付期間は毎年？

→毎年、1か月間。

- ・（担保は従来、そもそも無いはず・・・）採用は、現状通り各課で、ということか？

→そのとおり。

- ・7節（賃金）が無くなるので雇えない・・・日々雇用が無くなると・・・（その他難しい、との声多数）
- ・（何れにしても）持ち帰って精査する。

→それをどんどん持ち寄って相談していただければ。

- ・各原課で様々な雇用形態がある。総務課と協議しながら至急整理が必要。総務係に情報流してもらい、まとめる。

（了）

会計年度任用職員制度の導入等について

1 はじめに

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。令和2年4月1日施行）により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が図られる。

2 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

（1）特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

ア 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。

イ 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

（2）一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

3 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 会計年度任用職員

(1) 会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員をいう。

(2) 勤務時間に応じて次のとおり区分される。

ア フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

イ パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間より短い時間であるもの

(3) 会計年度任用職員の給与等

ア フルタイム会計年度任用職員

- ・給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当

イ パートタイム会計年度任用職員

- ・報酬、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、期末手当
- ・通勤のために要する費用を費用弁償として支給

※任用時の勤務条件の明示では、「週に○時間勤務」、「必要に応じて勤務」、「2週間で○時間以内」等という設定はできず、具体的な勤務日、1日の勤務時間を明確に定める必要がある。

6 臨時的任用職員

(1) 臨時的任用職員とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時に任用される一般職の常勤の職員をいう。

(2) 勤務時間について常勤職員と同じフルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなる。

(3) 給料等の水準については、常勤職員の給料と同様に、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則等の趣旨を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定することが必要となる。

7 特別職非常勤職員

一般職とは、特別職を除いた一切の地方公務員の職と整理されることから（地公法第3条第2項）、非常勤職員についても特別職非常勤職員に該当しない非常勤職員が一般職非常勤職員となる。

なお、一般職として非常勤職員を採用する場合には、会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員として任用することは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わない不適當なものであり、避けるべきとされていることから、特別職非常勤職員に該当しない非常勤職員は会計年度任用職員として任用する必要がある。

これらのことを踏まえ、非常勤職員を特別職非常勤職員、会計年度任用職員又は私人に振り分ける必要がある。

具体的には、地公法第3条第3項の規定に照らして特別職非常勤職員に該当しない者を非常勤の地方公務員に任命する場合には会計年度任用職員として任用することになる。

他方、非常勤の地方公務員に任命する必要がある場合は私人（業務委託、有償ボランティア等）として整理することになる。

（1）地公法第3条第3項第1号に該当するか。

〔該当する職〕

教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

（2）地公法第3条第3項第2号に該当するか。

〔該当する職〕

町長又は教育委員会の附属機関の委員（附属機関条例主義との関係に注意）
（民生委員、社会教育委員、総合計画審議会委員 等）

（3）地公法第3条第3項第3号の2に該当するか。

〔該当する職〕

投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人

（4）地公法第3条第3項第5号に該当するか。

〔該当する職〕

消防団員（水防団員）

(5) 地公法第3条第3項第3号に該当するか。

地公法第3条第3項第3号の非常勤職員として任用するには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- 専門的な知識経験又は識見を有すること。
- 当該知識経験等に基づき事務を行うこと。
- 事務の種類が、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務であること。

具体的には、顧問や参与の職（いずれも「助言」を行う者の職）、地方自治法第100条の2第1項に規定する議会による議案審査等のための調査を行う者や介護保険法第188条第1項に規定する要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に関し専門の事項を調査させるための専門調査委員の職（いずれも「調査」を行う者の職）、学校医や学校歯科医の職（いずれも「診断」を行う者の職）などといった職に限定される。

※地公法第3条第3項に該当しないもの（非該当）と判断される職については、会計年度任用職員又は私人（有償ボランティア）のいずれかに振り分ける必要がある。

(6) 特別職非常勤職員とならない職種

- ・事務補助職員 ・地域おこし協力隊 ・外国語指導助手
- ・交通指導員 ・駐在員 ・スクールカウンセラー 等